

(様式第 1 号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和 6 年度第 3 回 芦屋市子ども・子育て会議		
日 時	令和 7 年 1 月 3 0 日 (木) 午前 1 0 時～1 1 時 3 0 分		
場 所	芦屋市役所分庁舎 2 階大会議室		
出 席 者	会 長 寺見 陽子 副 会 長 西村 真実 委 員 池永 直子、宮脇 百美、巽 愛子、武田 淳、 西川 華奈子、友廣 剛、山川 範、中田 伊都子、 加藤 純子、武田 義勇貴、浜木 望、ウイルソン 恵、 大塚 洋平、山本 卓見、茶嶋 奈美 欠席委員 泉 恵美子		
事 務 局	こども政策課 課長 三崎 英誉 政策係長 中川 弘之	課長補佐 筒井 大介 政策係主事 森本 明日翔	
関 係 課	ほいく課 課長 平野 雅之 こども家庭室主幹 (幼保連携担当課長) 長岡 良徳 こども家庭室主幹 (幼保連携担当課長) 濱田 理 こども家庭室主幹 (保育向上担当課長) 篠原 あや こども家庭・保健センター長 廣瀬 香 こども家庭室主幹 (健康増進・母子保健担当課長) 辻 彩 青少年育成課長 富田 泰起 青少年愛護センター長 上原 正也 ほいく課 課長補佐 野田 周作 ほいく課 施設整備係長 前川 陽之		
会議の公開	■ 公開		
傍 聴 者 数	0 人		

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<内容>

- (1) 第 3 期計画の原案について【協議】

2 提出資料

- 資料 1 第 3 期子ども・若者輝く未来プラン「あしや」(第 3 期芦屋市子ども・子育て支援事業計画、第 3 期芦屋市子ども・若者計画)(原案)への意見及び市の考え方
- 資料 2 概要版(子ども・若者輝く未来プラン「あしや」)
- 資料 3 こども向け概要版(子ども・若者輝く未来プラン「あしや」)
- 資料 4 芦屋市子ども・若者未来応援プラン「あしや」(原案)

3 審議内容

<開会>

(1) 開会の挨拶

【寺見会長挨拶】

(2) 会議運営上の説明

事務局中川：本会議は、芦屋市情報公開条例第19条により、公開が原則となっております。また、議事録を公開し、本会議における発言の内容や委員名も公開することが原則となっております。つきましては、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて音声を録音させていただきます。

本日は委員18名の内、17名に出席いただいております、過半数以上の出席がありますので、この会議は成立していることをご報告させていただきます。

寺見会長：ありがとうございました。

本会議は、原則どおり公開でよろしいでしょうか。

【全員同意】

寺見会長：ありがとうございます。では、本会議は原則どおり公開といたします。

本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事務局中川：本日、傍聴の方はございません。

寺見会長：では、このまま進めさせていただきたいと思います。

事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【資料確認】

<内容>

(1) 第3期計画の原案について

寺見会長：次第の内容1「第3期計画の原案について」事務局から説明をお願いします。

事務局中川：資料1をご覧ください。第3期子ども・若者輝く未来プラン「あしや」原案へのご意見及び市の考え方です。昨年12月16日から今年の1月24日までの期間にパブリックコメントを実施いたしました。ご意見は56人の方からあり、計145件のご意見をいただきました。ご意見に対する市の対応区分を、AからDの4つに分類しております。Aは原案を修正するもので、1件です。Bはご意見を踏まえ取り組みを推進するもので、15件です。Cは原案に盛り込まれているもので、23件です。Dは原案の通りとするもので、計106件です。

一番右側に、ご意見の内容と市の考え方をまとめております。資料の見方は、一番左の列に番号、ご意見ごとに1から145まで通し番号をつけております。そこから右側の列が、原案の該当の箇所とページ番号になります。市民のご意見は、原則的には、いただいたご意見の全文掲載となっております。ただし、特定の個人、法人、施設等の表現等

は、事務局の判断において、本文を可能な限り残しながら、一部置き換えを行っております。最後に、市の考え方をお示ししております。順番にご説明いたします。

1 ページ目の計画全般についてのご意見は、1 番から次のページの8 番の計8 件をいただきました。取り扱い区分は、すべてCです。1 番と2 番のご意見は、計画案に対して、「私たちがよくなるプランなのでとても良いと思います。」「この計画に賛成です。」といった肯定的なご意見でした。このご意見に対し、市の考え方は、「すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができるよう、未来世代のみなさんの声を聴きながら取組みを進めていきます。」としております。

5 番のご意見は、「この計画の良いなと思った点は、こどもや若者の視点を中心に据えた政策だと感じたところです。」というもので、最後に、「改善したい点としては、こどもや若者を中心に考えられているのに、肝心の若者がこういったものがあることすら知らないのがほとんどなのではないでしょうか。もっとうまく広めていく必要があると思います。」とあります。市の考え方は、「性別、国籍、障がいのある、なしに関わらず、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができるよう、みなさんの声を聴きながら取組みを進めていきます。計画の内容を多くの方に知ってもらえるよう様々な機会を通して周知を図っていくとともに、自分たちの意見で自分たちの未来を創っていくことができると思えるようなまちづくりを進めていきます。」としております。

3 ページ目をご覧ください。17 番から27 番にかけては、本編の第1 章に関するご意見です。大半が、子ども・若者計画の評価に関するご意見でした。

4 ページ目をご覧ください。本編第3 章に関する意見が28 番、29 番の2 件ありました。28 番の意見「基本理念で用いられる『あすを担う』の語は不要ではないでしょうか。これが冒頭にあると、『個々人の子どものいま』よりも、『未来の社会の担い手』として子どもを捉える印象が強くてしまい、もったいないと感じました。」というものです。市の考え方は、「こども・若者は、今を生きている存在であり、心身の発達の過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体であると同時に未来を切り拓き、未来の社会を生きていく存在であるため「あすを担う」としています。本計画では、妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、ポスト青年期の概ね3 9 歳までの幅広い世代を主な対象としています。今を生きるこどもに注目し、ライフステージ別の支援を行っていくことも大切だと考えていますが、こどもたちの未来を見据え、切れ目のないライフステージを通した支援を行っていくことがより大切であると考えています。こども・若者は、未来を担う存在であり、未来世代の声を聴きながら取組みを進めていくため、基本理念は原案のとおりとします。」としております。

5 ページ目をご覧ください。30 番から31 番は、第4 章全体に関するご意見です。32 番から37 番までのご意見は、第4 章「I ライフステージを通した支援基本目標1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援する(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有」に関するご意見でした。33 番と34 番のご意見は、「こどもの権利条約」に関するご意見で、内容としては、「条約の周知が不足している」というご指摘と「具体的な周知方法のご提案」、本市が作成しているリーフレットの内容に関するご指摘です。市の考えは、「本市では、「子どもの権利条約」の解説パンフレットを保護者の方だけでなく、こども自身にも理解し考えてもらうために、「保護者版(乳幼児)」「小学生・保護者版」「中学・高校生・保護者版」を発行していますが、令和5 年4 月に施行された「こども基本法」や同年12 月に閣議決定された「こども大綱」の趣旨を踏まえ、令和6 年4 月に改訂版を発行し、理解を促進しています。」としており、取り扱い区分はDとしております。本日配布させていただいたものがこの3 点に当たります。

35 番から36 番、37 番にかけては、こども・若者のワークショップに関するご意見です。

35番は、「芦屋市こども・若者ワークショップは、青少年の生の声を計画に反映させるための有効な施策だと思います。昨年は2回予定されていましたが、参加者などの関係により1回になりました。中高大の生徒学生が参加しやすくする形として考えられるのは、開催場所をその学校にすることが1つの方法であると思います。日程についてもその学校と参加しやすい日を調整したうえで設定していくことも方策の1つとして考えられると思います。」というご意見です。市の考え方は、「今後、ワークショップを開催する際には、こども・若者が参加しやすい日程や内容となるよう工夫してまいります。また、こども・若者が意見表明しやすい環境をつくっていくために、ワークショップ以外の方法についても検討していきたいと考えています。」としております。

9ページ目をご覧ください。50番から53番にかけては、児童虐待防止やヤングケアラーへの支援に関するご意見で、4件ありました。50番と51番は、「ヤングケアラーについて知らない人もいるからその人にどんなものを伝える。」という内容です。市の考え方は、令和5年度に実施した子育てに関するアンケート調査において、ヤングケアラーの認知度は高い状況となっていますが、本人や家族に自覚がないことが多いことから、周知を図っていくとともに、適切な支援を提供するための情報連携を図ってまいります。」としています。

11ページ目から17ページ目までをご覧ください。基本目標3「こども・若者が地域で生活できるよう支援する」の(1)安心して通える学校づくりや居場所づくりに関するご意見です。59番から81番にかけて、23件でした。

13ページ目をご覧ください。65番から67番は、「学校給食を終業式直前まで続け、始業式翌日から始めてほしいです。共働き世帯にとって、子どもの昼食準備がかなりの負担です。」「1年生に入学して親も子も大変な中、1ヶ月もお弁当を作らないといけないのは本当に負担が大きかったです。」というご意見でした。市の考え方は、「共働き世帯が増え、給食の在り方も今後の課題であることは認識しております。1年生につきましては徐々に小学校という環境に慣れていくという意味で、4月中旬からの給食とさせていただきます。」としております。

16ページ目をご覧ください。(4)「こどもにとって個別的な課題への支援」に関するご意見で、78番、79番、85番から96番の計14件です。この中で多かったものが、いじめに関するご意見でした。78番、79番のご意見は、すでに報道されました本人のいじめの重大事案に関するご意見でした。「この事案に対する対策を強化すべきではないか」「いつになったら解決できるのか」というご意見です。市の考え方は、「国からの通知である「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」の内容を全ての学校に共有し、警察をはじめとする関係機関との連携を積極的に進めているところです。いじめは、こどもたちに深刻な影響を及ぼす重大な問題であり、各学校及び芦屋市教育委員会として再発防止の一環として、その予防と早期発見、また迅速な対応を最優先に取り組んでおります。」としております。

18ページ目をご覧ください。87番と88番は、「いじめに対しては、教員の対応が不適切であったという声を何件か聞いている。教員の対応についても当たりはずれのないようしっかり共有してほしい。」「重大になる前に相談できるよう、本人からも保護者からも教員からも匿名で通報がしやすいシステムを作る必要を感じる。」「年に一度の人権参観・人権週間ではなく、月に一度など頻繁に学び、また日頃から小さなトラブルも、相手の人権、自分の人権を大切にすることを軸に指導できるよう、教職員の意識をアップデートしてほしい。きめ細かい対応には教職員の余裕が必要なため、保育士・幼稚園教諭・小中学校教職員の増員が必要と考える。」というご意見です。市の考えは、「国からの通知である「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」

を各学校に周知し、関係機関との適切な連携について取り組みを進めています。また、全小中学校にて、人権教育をあらゆる教育活動の根幹に捉え、取り組みを進めています。」としております。

23ページ目をご覧ください。本編の第4章のⅢ「子育て当事者への支援」の基本目標5「家庭における子育てを支援する」の(1)子育てや教育の経済的負担の軽減に関するご意見です。106番から113番にかけての8件です。108番から111番のご意見をご紹介します。意見内容としては、0歳から2歳の第三子以降の多子世帯に関する保育料に関するご意見で、趣旨としては、多子世帯の保育料の無償化を求めると、「第1子が未就学ではなくなった場合、第2子を第1子とカウントするのではなく、そのまま第2子として扱った上で負担を軽減してほしい」というご意見です。市の考えは、「本市の多子世帯に係る保育料の減免制度は、国の基準と同じ制度を取り入れており、阪神地域の各地でもおおむね同様に制度化されています。こどもの年齢差による保育料負担のみに焦点を当てるのではなく、神戸市や阪神各市よりも手厚い保育士の配置基準を保ちながら質の高い保育を提供することを重視しているため、現在のところ、多子世帯に係る保育料の減免制度を変更する考えはありません。なお、本市の保育料は国の定める基準額よりも低く設定しており、所得階層に応じて増加する保育料区分も国基準より細かくすることで、保育料の負担を抑えています。また、「ひょうご保育料軽減事業」をご利用いただいているなど、保育料の軽減措置を行っております。」としております。

24ページ目をご覧ください。112番、113番は、乳幼児・こども医療費助成に関するご意見です。「せめて中学校卒業までは費用負担なしでいけませんか。」「1回800円でも子どもの数が多いと負担になります。」というご意見です。市の考え方は、「乳幼児等・こども医療費助成制度は、令和6年7月1日より所得制限を撤廃するとともに、対象者を高校生相当までの全てのお子さんに拡充する制度改正を行っております。拡充対象者の外来診療は一部負担金（同一の医療機関等ごとに1日につき800円を限度に、月2回まで負担。同一月内の3回目以降は負担なし。）を設けております。これは、一部負担金なしとした場合には、小児医療体制の逼迫を招きかねないこと及び本市の財政面の持続可能性を鑑み総合的に判断したものであり、現在のところ、更なる制度変更は考えておりません。」としております。

115番は、第5章の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策育」に関するご意見です。「現状説明について数値を掲示している表がわかりにくい。充足しているか不足しているか色分けなどで明示してほしい。」というご意見です。これに関しては、資料4の105ページから114ページにかけての表が対応しております。この表については、わかりやすくするために修正をしておりますが、ニーズ量の見込みや合計、過不足分に色付けをしております。不足している箇所については、黒の三角表記をしております。取り扱い区分はAです。

116番から120番にかけては、教育、保育に関するもの、放課後児童健全育成事業に関するもの、地域子育て支援拠点事業に関するもの、幼児保育事業に関するもの、産後ケア事業に関するものが、それぞれ1件です。121番から145番の計25件については、計画に該当しなかったものとしております。

資料の1の説明は以上です。

最後に、意見の反映をした箇所以外の計画への修正箇所についてご説明いたします。資料4の134ページ目をご覧ください。第6章の2「計画の進行管理」をご覧ください。第3期計画は、子ども・子育て支援事業計画とこども・若者計画を一体化したのになります。これまでは、それぞれの附属機関である、子ども・子育て会議、教育委員会の青

少年問題協議会において進行管理をしておりました。令和7年度以降、計画の体化に伴い、付属期間の統合を予定しております。統合に伴う条例改正案は、この3月定例会にて審議される予定で、条例案が可決されますと、3月末をもってこの子ども・子育て会議は廃止とされますが、委員の皆様の任期は4月1日から、新たに統合される会議の委員となり、4月末の任期満了までとなるように経過措置を取っております。また、1「推進体制」についても、両計画の推進本部を統合する旨の要綱改正を、令和7年4月1日付で行う予定です。

事務局からの説明は以上です。

寺見会長：ありがとうございました。

委員の皆さまからご意見等があれば、お願いいたします。それぞれのお立場からのご意見をいただけるとありがたいと思います。

武田義勇貴委員：原案の作成、ありがとうございました。とても大変だったと思います。

気になった部分があるので発言いたします。

1点目は、資料1の78番です。いじめ問題に関して、いただいたご意見に対して、「取り組んでいます」という市の回答です。私は、文部科学省初等中等教育局長からでた通達を全部もっておりますが、いじめ問題をみつけて、学校に言う「取り組んでいます」という回答があります。ただ、その通りにできていないと思っています。取り組みをしていないのではなく、現場の先生方の限界を超えているということです。昨今のいじめ問題については、人権にもからめて、加害者側が権利を主張するような場合もあります。通達にもあるように、警察機関に丸投げできるような体制に、思い切って舵をとっていただきたいと思います。先生方のやりかたでは限界を超えており、気の毒に感じます。警察が介入するようなことも必要だと、市は勇気をもって市民に伝え、納得していただけるようにしないと、いじめられたこどもは学校に行けないままです。第三者委員会をつくっても、結果がでるのは3年後で、市外の高校に通い出した頃に結果が出るような現状は、見ていられません。評価区分はDとなっておりますが、いじめを受けた人に、文部科学省からの通達を見せてもよいと思います。さらにお怒りになると思います。いじめられた側の権利をきちんと説明し、訴える場所があるということを、先生方だけでなく、市民にも伝え、バックアップできるようなしくみができるとよいと思います。

2点目は、112番、113番です。800円の負担ということですが、家計にとって大きな額だと思いますので、再度ご検討いただきたいと思います。多子世帯の負担を考えると、やはり病のときだけでも、手を差し伸べる案はないのかと思います。ご検討をよろしくお願いたします。

寺見会長：ありがとうございました。この件に関して事務局、いかがですか。

事務局三崎：ご意見ありがとうございました。

1点目は、いじめ問題に対する回答について、追加のご意見ということでよろしいですか。

2点目は、医療助成の体制について、現在の負担金800円が経済的に苦しいご家庭のこどもに支援をお願いしたいということで、よろしいですか。

武田義勇貴委員：はい。私が知らないだけで、実は個別対応をしているというようなことであ

れば、安心できます。

寺見会長：これは一律の制度だと思いますが、ご意見では、一律ではなく、はやり病のようなものの流行期には、支援をするというようなご意見だったと思います。いかがでしょうか。

事務局三崎：78番のいじめ問題のご意見について、確かに通知は市長部局にも共有されています。

関係課（管理課長長岡）：直接、いじめ問題を担当しておりませんので、的確な回答にならないかもしれませんが、ご解答いたします。教育委員会としては、学校の中での諸問題に関して、事が大きくなってから対応するのではなく、できるだけ事案が小さいうちから対応することが最も大切なことだと考えております。新年度に向け、どのような形で、問題の芽を摘むことができるのかを考えております。

武田義勇貴委員：ありがとうございます。

事務局三崎：2点目の医療費の助成に関しては、担当部局にご意見をいただいた旨をお伝えさせていただきます。

武田義勇貴委員：ありがとうございました。

寺見会長：この場だけでは回答できないご意見だと思いますが、よいご質問だったと思います。他にご意見等はございませんか。ぜひ、全員の方からご発言をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

中田委員：10ページの56番は「子育てセンターについて、呉川町のセンターは立派な施設だが、北側の子育て世代は、幼稚園のひろば以外に遊びに行ったり、気軽に相談したりできる場所がない」というご意見です。北側のところでは、幼稚園に行くにも大変な方がおられますので、できればＪＲ芦屋駅近辺に施設ができるとよいと思います。ここで申し上げても、すぐに解決できるとは考えておりませんが、私どもから、そのような働きかけがされているということをお伝えしたいと思います。

寺見会長：こども家庭センターから、何かありますか。

関係課（こども家庭・保健センター長 廣瀬）：私どもも北側の西山幼稚園や岩園幼稚園等において親子のつどいのひろばや民生委員とともに、「あい・あいる一む」を実施しています。ＪＲ南の再開発の中で何かできるとよいというご意見も多くいただいています。ただ、公共の施設に関する、全体像の市としてのあり方ということもありますので、将来的にできることがあれば、今後、考えていきたいと思っております。

寺見会長：ありがとうございました。いろいろな組織が敷居を低くして、市全体を網羅できる拠点と、民生委員や地域の方々との連携の中で、セーフティーネットがどの程度張れるのが課題だと思います。専門機関があれば解決するわけではありません。地域の皆さん方のニーズに答えられるような体制づくりが必要だと思います。

他にご意見等はございませんか。

加藤委員：いじめの問題について申し上げます。私は過去にいじめにあったことがあります。昔の話ですが、当時は「いじめ」という言葉もなかった時代でした。いじめをしていた子どもたちは「いじめていない」「おまえの思い過ごしだ」と言いました。しかたがないと思い、高校受験の年だったので、そのようなことに負けていられないと思い、切り抜けました。歳をとり再会しても、いじめていた本人たちは何も覚えていません。もう1点は、先生の経験がないということです。現在は立派な先生も多いと思いますが、いじめに直面していない方にはわからないことだと思います。先生方は大変お忙しいのですが、子どもたちのいじめに関して、教師に足りないものがあるのではないかと思います。もっと心理学を学んで欲しいとも思います。私の孫は、先生にいじめられていました。息子がPTA会長になったところで、先生のいじめは止まりました。「親は見ている」ということを示したことで、先生も気をつけてくださいます。田舎では縄張りがあって、地元の人が強いので、転勤族がいじめられるということを知ります。そのようなことも、もう過去の問題です。先生方は教育に一生懸命で、そこまでの余裕はないのかもしれませんが。教育とは、勉強だけでなく、より心理的な取り組みも必要だと思いますが、逆にそれをする、保護者がうるさいので難しいと感じます。先生方に学んでいただくことは必要だと思います。

寺見会長：ありがとうございます。政策的にどのように生かしていくかということは、難しい課題だと思いますが、保護者と先生方がうまく連携するということが、課題の解決につながるのではないかと思います。一筋縄では解決しない課題だと思います。貴重なご意見をありがとうございました。他にご意見等はございませんか。

武田義勇貴委員：先生方は大変一生懸命に取り組んでおられますが、子どもたちが今どきの子どもたちであるように、先生も今どきの子なのです。先生方は、先生方のやり方で進めようとされるのですが、それを保護者が理解できておらず、保護者の顔をうかがっていてできないという現状があるように感じます。不登校の子どもが大変多くなっています。保育園や幼稚園には通うことができたということを考えると、青少年センター「アサガオ」には小中学校の教員経験者がおりますが、幼稚園の先生がカバーをしてあげたほうが、不登校児のところに寄り添えるのではないかと思います。幼稚園児の数が減っており、廃園する園もでてくるかもしれませんが、今ある問題に対処することができる人と場所はそこだと思いますので、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

寺見会長：ありがとうございました。

学校教育に関する問題が挙がっていますが、教育委員会の山本委員、関連したご意見があればお願いいたします。

山本委員：先ほどからいじめ等の課題が出ていますが、今年度の取り組みとしては、子どもたちに弁護士による授業を行いました。また、文部科学省から示されているいじめの定義を、全先生方に周知徹底して、小さな芽の段階から認知し対応していくことに努めております。何か起こったときには、指導主事も派遣し、教育委員会と学校が一体となって取り組んでいるところです。

また、こどもが学校でワクワクできるように、授業内容も少し変えています。こどもたちが主体的に考えられるような取り組みを始めています。

寺見会長：他にご意見等はございませんか。

友廣委員：小学校の現場にいる立場から発言いたします。ご意見に、「教員の数を増やしてほしい」とありましたが、学校現場では、大人の目という意味で人数が足りないと感じます。教員を増やすということは、当然、国や県が検討することですが、市独自で学校の現場に入ることができる人を増やすことはできるはずだと思いますので、ぜひ、実践していただきたいと思います。

寺見会長：ありがとうございました。

いろいろなご意見が出ましたが、これらは、今回の計画というよりも、実践の場でのお話だと思います。ぜひ、記録にとどめていただき、この計画案が実動するときに、改善していただきたいと思います。今回は計画骨子についての協議ですので、骨子に細かい事柄を盛り込むことは難しいと思いますが、この場なので、皆さまから、そのようなご意見もいただきたいと思います。

保育現場からのご意見はいかがですか。

池永委員：現在のこども園では、乳幼児期からそのような意識の高まりが必要だとされております。5歳児を中心に、人権教育を進めております。先日、発表がありましたが、保護者の方に対しても啓蒙活動が必要だということで、絵本や歌を使って、人権の意識を高める取り組みをしています。まず、大人の意識も高めながら、進めることが大切だと思います。こどもたちに「いじめをしないでね」と言っても、なかなか伝わりません。自分がいじめをしている、いじめられているという意識もまだよくわからない年代ですので、「どのようなことをされたら嫌なのか」ということを早いうちから知らせていく必要があると考えて、進めております。

寺見会長：ありがとうございます。

他に、保育のお立場からお気づきのことがあればお知らせください。

池永委員：先生方の事情と同様に、保育の場でも人が不足しており、処遇改善が必要だと思います。こどもを育てるには、必ずマンパワーが必要ですので、芦屋市だけでなく、国全体として、本気で子育て支援のことを考えるのであれば、人の力を使って、家庭支援も含めて、取組を進めていくことが必要だと思います。やはり、教育や保育の仕事に魅力を感じられるような職場環境づくりが必要だと考えます。処遇改善のご意見もありましたので、意見として申し上げました。

寺見会長：ありがとうございます。

先生方の増員が一番していただきたいことですが、同時に、一般の方々との連携ということで、地域の方々と連携してカバーできるような組織づくりをしていくことも今後の課題だと思います。それが、どこに、どのように謳われるのかが、今回、考えなければならないことだと思います。

他にご意見等はございませんか。茶嶋委員、いかがですか。

茶嶋委員：全般的に、これだけのパブリックコメントが集まったということは、市民に大変よく見ていただけているということだと思います。市の他の計画に対するパブリックコメントは数件だけという傾向です。今回は、子ども・子育て支援事業計画と子ども・若者計画と一体化した計画だということで、より注目されたのだと思います。

計画には、学校教育に関することは入っていませんが、教育という部分で、皆さんからご意見をいただいておりますので、発言する場が今まで特にはなかったので、委ねられたということもあると思います。ただ、この計画は、子ども・若者支援計画ですので、学校教育に関することは計画の内容にはありません。ご意見としては承る必要があると思いますので、広くご意見をいただけたことがよかったと思います。

それぞれ、こどものこと、若者のこと、子育てのことと、非常に全般的なご意見をいただきましたので、市民の皆さまから大変注目されていて、私ども市職員や教育委員会は襟を正して、施策を推進していかなければいけないと思います。個別のこともあるとは思いますが、丁寧に進めていくことが必要だと考えております。

寺見会長：ありがとうございました。

今回の計画案に関して、個別的なご意見はありませんか。

茶嶋委員：こどもの医療費や保育料については、経済的支援をしてほしいというご意見は多くありますが、どこまで支援をするかということだと思います。それは、市の財政の中で、何を優先していくのかを考え、バランスをとる必要があります。ご意見としては納得できるのですが、市の姿勢として、利用者負担はあってよいのではないかと思います。

寺見会長：他にご意見等はございませんか。

大塚委員、お願いいたします。

大塚委員：市民委員として参加しております。市民の意見として聞いていただきたいと思います。2年弱ほど、この委員を務めますが、私は2人のこどもを育てております。こどもは大きくなってきました。その中で、子育ての悩みの80%ほどは、話し合いとか相談で解決できるのではないかと思います。そのようなことは、市職員には多少負担がかかるかもしれませんが、お金のなかからない施策だと思います。芦屋市は、そのようなことに力入れているのではないかと感じていますが、今後も、お金のかからない部分での拡充をぜひ図っていただきたいと思います。

公募のご意見にもあった内容ですが、市民から要望や苦情としてあがってくるものは、インフラの整備や補助金の拡充ということで、お金のかかるものばかりです。実感として、80%は、そうでないことで解決できると思っております。要はバランスで、市全体で、有限なリソースをどこに配分するのかというバランスをもって施策を進めていただきたいと思います。

もう1点、申し上げます。教職員に対する保護者の要求が大変増えてきていると思います。その中には、本来、家庭で解決すべき問題もたくさんあると感じます。その辺は現場レベルで対応できるかもしれませんが、いじめの問題等は、現場だけでは対応できない部分もあると思いますので、バックグラウンドの教育委員会や市長局の方々が即座に介入できるような体制を構築していただきたいと思います。

私は、こどもが小学校に入学することを見据えて、学童保育等を考えています。芦屋市は改革されている最中だと思いますが、学童保育のお弁当が大変負担だと思います。現在、実践しておられるのですが、価格が少し高いと思います。民間の学童保育でもお弁

当が高く、内容も乏しい傾向にあるようです。学童保育の食育についても、少しご検討いただけるとありがたいと思います。

寺見会長：貴重なご意見をありがとうございました。

友廣委員、学童保育に関していかがですか。

友廣委員：学童の保護者会では、食事を用意してほしいという要望が出てきています。それは要望として挙げています。

関係課（青少年育成課長富田）：ご意見、ありがとうございます。放課後児童クラブ、学童保育での昼食の配食に関しては、ずっと要望をいただいております。昨年の夏休みに、週2回、保護者の方に直接注文していただけるシステムを試行的に導入しました。夏休みの学童保育を利用されている2割ほどの方にご利用いただき、ご意見もいただき、概ね好評でした。来年度以降も同じような形で配食システムを実施したいと考えております。金額は、昨年度は500円でしたが、例えば、そこに一定の公費を入れるかどうかについて、内部でも検討する必要はあると思います。ただ、対象が全小学生の中で学童保育を利用されている方であり、さらに、自宅から弁当を持ってくる方には何の補助もなく、弁当を頼んだ方にだけ補助があるということなので、非常に難しいと感じています。今のところ、いろいろなサービスを用意することは、引き続き取り組んでいきたいと考えておりますが、そこに公費を入れるということは難しいということです。ご理解をお願いいたします。

寺見会長：ありがとうございます。今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

山川委員、いかがですか。

山川委員：社会福祉協議会の立場的に意見を述べるわけではありませんが、とても多くのご意見が寄せられたということで、多くの市民の方が関心をもたれているということだと思いますし、パブリックコメントを実施しているという発信ツールが多岐にわたっていたということだと思います。

27ページのご意見は、教育の大きな話に関するご意見だと思います。それに対する市の考え方に、「検討させていただきながら」という文言があります。芦屋の教育が、同じ方向で考えられていくのであれば「検討」という表現でよいと思いますが、そうするにはテーマが大きいので、「参考にさせていただきながら」「研究しながら」というような表現のほうがよいと思います。

寺見会長：他のご意見については、他の委員の方のご意見をお聞きしてから、事務局のお考えをお聞きしたいと思います。

他にご意見等はございませんか。

友廣委員：2点申し上げます。1点目です。資料4の104ページの4（1）に、「保育需要は緩やかに増加し続けています」とあり、そのような予測がたっていますので、計画としては保育に関しては増加しているように計画されています。ただ、数値をみると、黒い三角のマークがたくさんついており、待機児童がいる前提になっています。それで本当によいのでしょうか。待機児童はない前提で計画をたてるべきではないのでしょうか。

2点目です。116ページで、保育児童の数が増えていくという前提があるにもかかわらず

ず、その後の学童保育については減少していく計画になっています。それでよいのでしょうか。

この計画は、これで確定するということでしょうか。私は納得できない気持ちです。この計画は市が決めるものではなく、この委員会の委員の皆さんがつくるものだとは認識しています。委員の皆さんは、この内容で納得されているのでしょうか。

寺見会長：事務局、いかがでしょうか。

関係課（ほいく課長平野）：この計画は、10月に公表されている芦屋市の推計人口をもとに、就学前人口や保育需要率がどのようになっているのかをみて、たてられております。ただ、ご指摘の通り、その通りになるのかどうかはわかりません。3年後には中間見直しを考えておりますので、実態とあわせながら定員変更により保育事業を整えていきたいと思っております。その結果、1号から3号の各定員の範囲内に収まっていけるものと考えています。

寺見会長：基本的には、ご説明の内容をベースに考えていますので、その点を論ずる場ではないと思いますが、いかがでしょうか。

友廣委員：ご説明の内容について理解できません。

人口減少し、少子化しているけれども、保育の数を少しずつ増やしています。私の意見は、現在の計画段階で増やすことはよいとしても、待機児童が出るという前提で計画をたてるのではなく、待機児童が出ないように計画をたてるべきではないのかということです。これが1つ目の質問です。

保育の需要が増えて保育所に多くのこどもが通っても、学童保育で減れば、それは待機児童になります。なぜ減らすのかということです。これが2つ目の質問です。

この場で解決しなくてよいのでしょうか。

寺見会長：それは実動のところでご検討いただきたいことだと思います。

関係課（青少年育成課長富田）：学童保育に関して、補足させていただきます。学童保育は小学校1年生から対象になりますので、保育所の再掲とは、ちょうど6歳ずれている形になります。実際に、0歳から5歳のこどもがいる家庭は、芦屋市では減少傾向が続いています。一方で、放課後児童保育、学童保育の入会率は年々上昇しており、その結果、芦屋市全体の小学生の数は減っているものの、学童保育を利用する人数が増えているという学校もあるという状況です。

今回の計画については、今後の5年間は、その傾向は続き、現在0歳から5歳のこどもの数は確実に減っておりますが、学童保育の入会率は今後も一定上昇すると試算はしています。それでも、全体のこどもの数が減っていくので、学童保育については、今後の5年間の計画の中で、徐々に児童数が減っていくと試算しております。

寺見会長：減少率と利用率の関係がどのようになるのかわかりません。ご指摘のように、利用率が上がっていく可能性が残ると思います。

この部分は、課題として、ぜひ今後もご検討いただきたいと思います。大人のライフスタイルの変化が影響しますので、今後も学童保育の需要は増えると思います。

武田義勇貴委員：間違っているかもしれませんが、私の考えを申し上げます。キッズスクエアがあり、1年生の途中からキッズスクエアに行きたいというこどもたちがいます。親としては学童保育に行ってもらったほうが安心なのですが、私のこどもも、2年生の途中で学童保育をやめてしまいました。受け皿は学童保育だけでなく、キッズスクエアもありきで、試算がでているのではないのでしょうか。

寺見会長：目的はまったく違うのですが、確かに、学習支援をしているところもあります。事務局、いかがですか。

関係課（青少年育成課長富田）：ご意見、ありがとうございます。ご指摘通り、今後は放課後の居場所づくりがますます重要になってくると考えております。学童保育以外にも、芦屋市ではキッズスクエアも各小学校区に設置しており、いろいろな受け皿をつくり、全体として、こどもたちの放課後の居場所を確保していくことを、行政の目標をして取り組んでいかなければいけないと感じております。

友廣委員：学童保育とキッズスクエアの違いについては、この場で詳しく申し上げませんが、全国的に、文部科学省と厚生労働省が実施しているという違いがあり、役割が違うと思います。それらを一緒にとらえて、「キッズスクエアがあるので、学童保育を減らしてもよい」という議論になりがちです。それは避けねばならないと思います。

寺見会長：両者の違いは十分に理解しております。この件に関しては、別の機会に論じたいと思います。

P T A代表の西川委員、保護者のお立場からご意見をいただけますか。

西川委員：保護者の立場から考えると、率直に申し上げて、（関係課（ほいく課長平野）様がおっしゃられた中間見直しが入る）3年後に、こどもを産みやすい日本になっていけばよいと思います。

いじめの問題に関して、教育委員会の方から「小さな芽のうちから対応する」ということでした。大きな問題になり、大人の顔しか見えなくなってから議論するのではなく、先生方にはこどもの顔をよく見ていただき、教育をしていただきたいと思います。施策について論ずるよりも、大切なことだと思います。例えば、私のこどもに何かあれば、やはり私は感情的になると思いますが、先生方のお立場からの助言をいただきながら、必要であれば、市の相談窓口等を早めにご紹介いただきたいと思います。地域の方々の助けを得ながら、こどもを育てていきたいと考えております。芦屋市には、そのために手助けをしていただけるような優しい方々が多く、熱心な先生方も多いと感じております。現在、自分のこどもを育てていく場所として、この市に基本的に不満があるわけではなく、ありがたい環境が揃っていると感じていますが、それが伝わり切っていないと感じる部分がありますので、それを改善できるとよいと思います。

教職に就いている方には、信頼をもってこどもを預けておりますので、お立場から言うべきことは、しっかりとお伝えいただきたいと思います。保護者としては、それを相談できる窓口を多くほしいと考えております。

寺見会長：ありがとうございます。

ウイルソン委員、市民委員のお立場から、いかがですか。

ウイルソン委員：市民の皆さまから寄せられた多くのご意見に対して、市からの回答をうまくまとめられたと思いました。回答に納得いくものと、うまく逃げられたなと感じるものがありました。

加藤委員：いじめに関して、申し上げます。なぜいじめが起こるのかを考えると、やはり家庭が原因だと思います。なぜ子どもたちがいじめをするのかということは、先生方にも解決できない問題だと思います。小さい頃から手をあげられて育てられれば、手をあげる子どもに育つと思います。子どもたちは何かに苦しんでいるので、当たると感じます。原因は先生にもわからない部分があると思います。例えば、受験問題もあるかもしれません。

西川委員：市の担当者に相談すると、相談先の窓口をすぐに教えていただけるような環境づくりが大切だと思います。そこに相談することで、保護者が安心して子育てできる環境が整えられればありがたいと思います。

寺見会長：ライフスタイルの変化を受けて、課題の見直しが行われているところですが、浜木委員、いかがですか。

浜木委員：課題の見直しに関するものではありませんが、7ページの42番に、「公園の看板が『はできません』じゃなくて『ができます』にして欲しいです。」というご意見がありますが、大変よいご意見だと思います。視覚支援が必要な子どもが大変増えている中で、禁止事項を挙げるだけでなく、できることを挙げることで、「ここでは何ができるのか」が一目でわかると思います。新しい公園では、ぜひ取り入れていただきたいと思います。

ライフスタイルは確かに変化してきており、私も仕事をしながら子育てをしており、大変な思いもしていますが、何とかまわっています。自分自身、市にお願いしたいことはありませんが、いろいろなご家庭がありますので、ケースバイケースで支援していただければよいのではないかと思います。

医療費の800円は、それほど高いと思わず、診ていただいたなら支払うべきだと考えております。それが課題になり、すべて公費から支払われるということになれば、少し不思議な感覚になるように思います。保育料や医療費については、苦しい方が声を上げられるような芦屋市になればよいと思います。

寺見会長：ありがとうございました。

保育のお立場から、武田委員、いかがでしょうか。

武田淳委員：近年、不登校の子どもが増えてきていると聞いております。幼稚園の時は登園できていたのに、現在は不登校になってしまっているというような話を聞いたこともございます。

私どもの幼稚園では、そのような子どもに「いつでも遊びに来ていいよ」という姿勢でいますが、もちろん、「学校に行かなくてもよいから、幼稚園においで」ということではありません。例えば、幼稚園に遊びに来たことで、気持ちが前向きになることもあるかもしれません。以前、幼稚園で楽しく遊んでいた気持ちを思い出し、学校へ行こうと考えるきっかけになるのであれば、大いに活用してほしいと考えています。ただ、そのような子どもたちが来てくれたときに、どの程度専門的な対応ができるのかと考える

と、現場にいる先生だけでは難しいと考える。子どもたち一人ひとりが抱えているものが違いますので、その対応のしかたも一人ひとり違うものになると思います。「どのように関わっていくのか」「その子の場合、こういう方向に導いていくとよい」というようなアドバイスを専門の方から伝えていただけるようなシステムが整えばありがたいと思います。

寺見会長：ありがとうございます。ケースカウンセラー等は配置されていないのですか。

武田淳委員：専門家が常時在籍している状態ではありません。

寺見会長：巽委員、いかがですか。

巽委員：私どもは、芦屋トライアングルというケーブルテレビで、12月末に放映していただいたように、「潮見タイム」ということで、潮見小学校の1年生が20分休みに、潮見幼稚園の園庭に遊びに来るという取り組みを、昨年度から始めました。昨年度は月に2回でしたが、不登校気味だった子どもが、潮見タイムを楽しみにして、登校できるようになったという経緯があり、今年度は増やしてほしいという要望が小学校からあり、現在は毎週水曜日に行っています。昨年度は1年生だけでしたが、その子どもたちが2年生になり、また行きたいということで2年生も参加しています。昨日は、行事の都合で、5年生も来てくれました。幼稚園児にとっても、小学生が身近にいるということはよいことですが、それ以上に、小学生が週1回の来園を楽しみに学校に来るという様子をみたときに、教育にとって環境とは非常に大事なものだと感じました。池があって、ザリガニが釣れ、いろいろな乗り物で遊べ、いろいろな虫がいる環境です。さらに、そのような物的な環境以外でも、小さな子どもたちが「お兄ちゃん、ありがとう」「お姉ちゃん、ありがとう」と言い、幼稚園教諭からも「さすがに1年生、あつという間に片づけてくれた」というように褒められることを、子どもたちがうれしく感じているのだと思っています。

先ほど、ご意見がありました、「アサガオ」や「のびのび学級」などとも交流ができたと思います。私ども教諭同士の交流も大事だと感じていますので、今後の芦屋市のために、教職員が一団となりたいと考えています。

先ほど、地域の力についてのお話がありましたが、地域の力を借りなければいけないと感じています。卒園児の保護者のボランティアの方に、いろいろなお手伝いをいただいています。その保護者の方々も大変生き生きと取り組んでいただけており、感謝しています。

小学校は人手が足らず、保護者が介助員になっている方もおられますが、働き方の希望も人それぞれですので、個人の希望に合わせて、柔軟に受け入れていただけると、芦屋市のサポートがより充実すると思います。

寺見会長：ありがとうございました。

宮脇委員、いかがですか。

宮脇委員：私は一時預かり事業をしておりますが、未だに、連絡をいただくときに、理由をたくさん挙げる方がおられます。「私どもは公的機関ではないので、カフェに行きたい」というような理由でも大丈夫」「理由は聞きません」という話をすることもあります。保護者の方が一時預かりを利用するということは、ハードルが高いのだと実感します。

保育園に入園する年齢については、「本当は2歳ぐらいまで一緒にいたいものだけれども、そのときになって保育園を探すことは大変なので、0歳児のときから入園する」という方が非常に多いと感じます。もう少し母親と一緒に過ごす時間をもつ余裕をもたせてあげられる環境がつけるとよいと思います。

25ページの119番に、病児保育のことがありますが、芦屋市では2か所あると記載されています。ご意見をいただいた市民の方は、満足されているということですが、意外に病児保育の問い合わせは多く、「私どもでは施設が整っていないので実施していない」とお答えします。連れていくことが大変、利用するまでの手続きが大変ということもあるのだと思います。こどもが急に病気になり、手続きをしておけばよかったと反省する親御さんもおられます。このような状況で、「芦屋市では病児保育が満たされている」と判断することは難しいと思います。

寺見会長：ありがとうございます。

最後に、西村副会長、いかがですか。

西村副会長：市民の方から、市民芦屋に関するご意見がたくさん集まり、本日も皆さんのご意見をお聞きしました。意見が集まることは素晴らしいことだと思います。今までこれほど多くのご意見は出ませんでした。デジタル化、市民の方の意識の高まりは、よいことだと思います。

ただ、意見として要望ができれば、すぐに答えられるわけではありません。対話というものが重要だと思います。出た意見に対し、「この部署が、このように取り組んでいる」とか、「このようなことが大事だと改めてわかりました」というような対話が大事なのだと思います。対話を取り組みの糸口にしていき、発信し、またご意見をいただくという流れが大切なのだと思います。

本日いただいたご意見の中には大変シビアなご意見もありました。特に、いじめに関するご意見は、この瞬間にこころを痛めているこどもたちがいるかもしれないと考えたと、待ったなし状態だと思います。ただ、その取り組みを教育委員会や小学校に丸投げするのではなく、どのようにサポートしていくのかを、私どもがこの場で議論していけるとよいと思いますし、この先も議論していけるとよいと思います。教育委員会も、学校も、保護者の方々も、「意見を出す」「それに答える」、「サービスを求める」「サービスを提供する」という二者関係ではなく、一緒に取り組んでいくのだということで、そのために、どのような進め方ができるのか議論できるとよいと思います。

学童の利用率については、0、1、2歳の保育施設の利用率は、厚生労働省とこども家庭庁から出ていますが、0歳は育休が普及しているので、20%は越えずに、16、17%で推移しています。1、2歳のこどもの保育施設の利用率は、この10年で着実に上がっており、現在は59%の近くの値です。それは3号認定の方たちなのですが、少子化は進んでいても、3号認定の方は増加していますので、その部分の相関をみていただき、この先の予測の資料にできるとよいと思います。

大事なことは対話と、協働だと思います。

寺見会長：ありがとうございました。

本日は貴重なご意見をいただきありがとうございました。この会議は、ハードウェアの部分を検討する会議ですが、ほとんどの方からソフトウェアの部分のご意見をいただきました。そのソフトウェアをどのようにするかが実は一番大事なことでと思います。組織とソフトに動ける、グループワークができるような場が、若者に関してだけでな

く、それぞれのところにできるとよいと思います。そのようなソフトシステムを業者にも考えていただけると、多少変わってくるのではないかと思います。

茶嶋委員：1件だけ、申し上げます。友廣委員から、この会議は何のために開催されているのかというご意見がありました。委員の皆さまからご意見をいただき、それを計画に反映することは大事なことです。現実を見ながら計画を立てていくところで、その資料として人口推計があるというご説明がありました。実際に、例えば、新型コロナウイルス感染症の影響で予測通りにいかないこともありました。それについては、実情を鑑みて進めていくという会長のご説明がありました。実情をみながら、いろいろなことを勘案しながら、この計画をたてる必要があると思います。

寺見会長：ありがとうございます。

友廣委員：本日はソフトウェアに関する議論が多かったけれども、この場合はハードウェアについて議論する場だというご説明がありましたが、それが、この会議の設置の理由であり、当初、待機児童がでないように、各市町村で計画をつくるために、会議が設置されたのだと思います。長い時間がたち、内容が変わってきたのかもしれませんが、本来はそうにあるべきだと思います。この会議であるべき数値を示し、待機児童がでないように示し、後で、それを市が守られたかどうかを評価するということだと思います。現実をみて、現実に沿うように計画をたてるようなことはしないほうがよいと思います。

寺見会長：ありがとうございました。
事務局から、何かあればお願いいたします。

事務局中川：本日は、多くの貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見は、庁内で精査いたします。「計画該当なし」としているところも複数ありますので、それらについても、併せて精査し、もし変更するようであれば、変更した状態での会議録の公開を考えております。その際には、本日いただいたご意見と番号のずれが生じる可能性がありますので、事務局で修正して、会議録を作成させていただきたいと考えております。

会議録については、内容はすべて公開です。作成でき次第、皆さまにお送りいたします。会議から1か月以内の公開が原則となっておりますので、確認にご協力ください。

今後のスケジュールですが、来週2月3日にはこの計画の推進本部の幹事会、2月5日には本部会議を行います。こちらの所管事務調査が2月19日で、それを経て、最終的に3月に発行となります。

<閉会>
閉会の挨拶

【寺見会長挨拶】